

社会福祉法人静岡市厚生事業協会役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、静岡市厚生事業協会役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員等の報酬の額は、別記に定めるところによる。

第3条 月額で定める報酬の額は、就任した日の属する月から、任期満了、辞任、死亡した日の属する月までの各月に対し支給する。

2 日額で定める報酬は、勤務日数により計算する。

第4条 費用弁償の額は、別記に定めるところによる。

第5条 この規程に定めるものを除くほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、静岡市厚生事業協会職員に支給する給与及び旅費の例による。ただし、報酬を日額で定められた者に対する報酬の支給方法については、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

(別 記)

1 非常勤の理事長の報酬は、月額50,000円とする。

1 理事長を除く役員等は、役員会出席1日につき8,000円支給する。

1 監事には、協会内部監査出席1日につき15,000円支給する。

1 協会職員が、役員等を兼ねる場合は報酬を支給しない。